

発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン

平成 24 年 2 月 16 日
福井大学動物実験委員会

(目的)

- 1 このガイドラインは、国立大学法人福井大学（以下「本学」とする）における人及び他の動物に危険をもたらすおそれのある発がん物質、環境汚染のおそれのあるヒ素や有害性重金属等の危険物質（以下「発がん物質等危険物質」とする）を用いた動物実験において、実験従事者および他者への危険防止並びに環境汚染防止のために必要な事項を定める。

(定義)

- 2 本ガイドラインにおける用語は、以下の各号のように定める。
 - (1)「発がん物質」 国際がん研究機関（IARC）において、発がん性リスクがグループ 1（発がん性がある）、グループ 2A（おそらく発がん性がある）、グループ 2B（発がん性があるかもしれない）の化学物質。
 - (2)「有害性重金属」 水銀、鉛、カドミウム等の体内に蓄積し、健康を害するもの。

(申請)

- 3 発がん物質等危険物質を用いた動物実験等（以下「危険物質投与実験」とする）を実施しようとする者は、「様式 1 動物実験計画書」に加えて「様式 A 発がん物質等危険物質投与実験申請書」を動物実験委員会に提出する。

(審査)

- 4 動物実験委員会は、「危険物質投与実験室の設備および運用について」（別表 1）に基づいて、申請書を審査する。
- 2 委員会が必要と認めたときは、発がん物質等危険物質に関する専門家の意見を聴取する。

(危険物質投与実験の実施)

- 5 本学において危険物質動物実験を行う場合、以下に定められた実験室のみで行う。
 - (1) ライフサイエンス支援センター生物資源部門内 1 階有害物質投与実験室（小型げっ歯類等に対応）
 - (2) その他、実験動物飼養保管施設および動物実験室で動物実験委員会が本ガイドライン第 4（1）（別表 1）に定める基準をもとに適当と判断した実験室（別表 2）

(報告)

6 危険物質投与実験をする者は、当該実験室の管理に異常があると認めたときは、速やかに管理者および動物実験委員会に報告する。

(実験の中止等)

7 不適切な危険物質動物実験が実施されている場合は、動物実験委員会の判断により当該実験の中止その他の措置を講ずる。

(雑則)

8 この要項に定めるもののほか危険物質投与実験に関し必要な事項は動物実験委員会が定める。

別表 1 危険物質投与実験室の設備および運用について

1. 発がん物質等危険物質を取扱う場合および当該物質を投与された動物を処置する場合は、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用する。
2. 発がん物質等危険物質を投与された実験動物の飼育は、当該物質を体外に排泄する危険性がある期間は、陰圧の飼育装置でおこない、原則としてディスポーザブルの飼育ケージ等を使用し、使用後は感染性廃棄物として処理する。
3. 発がん物質等危険物質に汚染された床敷等はすべて回収し、感染性廃棄物として取扱い、焼却等の処理を行う。
4. 当該実験室に出来る当該物質の排水・廃液は、文京キャンパスにおいては福井市、松岡キャンパスにおいては永平寺町の規制値以下でなければならない。規制値を超えることが予想される場合は、回収して適切に処理しなければならない。
6. 発がん物質等危険物質を投与した実験動物は、当該物質を体外に排出する危険性がある期間内は指定エリア外に持ち出すことを原則として禁止する。
7. 危険物質投与実験室および指定エリアにおける飼養管理は実験従事者が行う。
8. 危険物質投与実験室および指定エリア内の作業従事者は、予め取り扱う動物および危険物質取扱について習熟する。

別表 2 別表 1 に定める基準をもとに適切と判断した実験室

該当する実験室なし（平成 24 年 2 月 16 日現在）